

大気汚染防止法に基づく届出に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

大気汚染防止法に基づく施設等に関する届出は、以下を参考にしてください。

1 ばい煙発生施設・揮発性有機化合物（VOC）排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

<p>手続の概要</p>	<p>設置：法対象施設を設置しようとするときは、あらかじめ届出しなければなりません。</p> <p>使用：新たに法対象となった施設を設置しているときは、届出しなければなりません。</p> <p>変更：法対象施設の構造、使用の方法等を変更しようとするときは、あらかじめ届出しなければなりません。</p>	
<p>根拠規定</p>	<p>ばい煙発生施設</p>	<p>設置：大気汚染防止法 第6条第1項</p> <p>使用：大気汚染防止法 第7条第1項</p> <p>変更：大気汚染防止法 第8条第1項</p>
	<p>VOC排出施設</p>	<p>設置：大気汚染防止法 第17条の5第1項</p> <p>使用：大気汚染防止法 第17条の6第1項</p> <p>変更：大気汚染防止法 第17条の7第1項</p>
	<p>一般粉じん発生施設</p>	<p>設置：大気汚染防止法 第18条第1項</p> <p>使用：大気汚染防止法 第18条の2第1項</p> <p>変更：大気汚染防止法 第18条第3項</p>
	<p>特定粉じん発生施設</p>	<p>設置：大気汚染防止法 第18条の6第1項</p> <p>使用：大気汚染防止法 第18条の7第1項</p> <p>変更：大気汚染防止法 第18条の6第3項</p>
	<p>水銀排出施設</p>	<p>設置：大気汚染防止法 第18条の23第1項</p> <p>使用：大気汚染防止法 第18条の24第1項</p> <p>変更：大気汚染防止法 第18条の25第1項</p>
<p>届出期間</p>	<p>ばい煙発生施設 VOC排出施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設</p>	<p>設置：設置工事着手の60日前まで</p> <p>使用：法対象施設となった日から30日以内</p> <p>変更：変更（変更工事着手日、実際に変更を行う日等）の60日前まで</p>
	<p>一般粉じん発生施設</p>	<p>設置：設置前にできるだけ早く</p> <p>使用：届出対象施設となった日から30日以内</p> <p>変更：変更前すみやかに</p>
<p>添付書類</p>	<p>必要に応じて、以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造図、配置図</li> <li>・処理施設の構造図、配置図</li> <li>・工場又は事業場の位置図</li> <li>・設計計算書 等</li> </ul>	
<p>届出書のあて先</p>	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長</p>	
<p>届出書の提出先</p>	<p>法対象施設設置場所を管轄する市町環境担当課</p>	
<p>提出部数</p>	<p>正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部）</p> <p>受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。</p>	

2 ばい煙発生施設・揮発性有機化合物（VOC）排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設氏名等変更の届出書

手続の概要	法対象施設の設置者は、氏名及び住所（法人の場合、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）当該施設を設置する工場・事業場の名称等を変更したときに届出をしなければなりません。	
根拠規定	ばい煙発生施設	大気汚染防止法 第 11 条
	VOC 排出施設	大気汚染防止法 第 17 条の 13 第 2 項
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	水銀排出施設	大気汚染防止法 第 18 条の 31 第 2 項
届出期間	変更後 30 日以内	
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長	
届出書の提出先	法対象施設設置場所を管轄する市町村環境担当課	
提出部数	正本：1 部 写し：2 部（宇都宮市へ届出する場合は、写し 1 部）	
備考	市町村合併により住所が変更されたときは届出不要です。 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。	

3 ばい煙発生施設・揮発性有機化合物（VOC）排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設使用廃止の届出書

手続の概要	法対象施設の設置者は、施設の使用を廃止したときは、届出しなければなりません。	
根拠規定	ばい煙発生施設	大気汚染防止法 第 11 条
	VOC 排出施設	大気汚染防止法 第 17 条の 13 第 2 項
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	水銀排出施設	大気汚染防止法 第 18 条の 31 第 2 項
届出期間	廃止後 30 日以内	
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長	
届出書の提出先	法対象施設設置場所を管轄する市町村環境担当課	
提出部数	正本：1 部 写し：2 部（宇都宮市へ届出する場合は、写し 1 部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。	

4 ばい煙発生施設・揮発性有機化合物（VOC）排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設承継の届出書

手続の概要	法対象施設を承継したときは、届出しなければなりません。	
根拠規定	ばい煙発生施設	大気汚染防止法 第 12 条第 3 項
	VOC 排出施設	大気汚染防止法 第 17 条の 13 第 2 項
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
	水銀排出施設	大気汚染防止法 第 18 条の 13 第 2 項
届出期間	承継後 30 日以内	
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長	
届出書の提出先	施設設置場所を管轄する市町村環境担当課	
提出部数	正本：1 部 写し：2 部（宇都宮市へ届出する場合は、写し 1 部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。	

#### 5 特定粉じん排出等作業の実施の届出

手続の概要	特定粉じん排出作業を伴う工事を施工しようとする場合には、作業開始の14日前までに届出をしなければなりません。
根拠規定	大気汚染防止法 第18条の15第1項
届出期間	作業開始の14日前まで
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物その他の工作物の概要、配置図及び付近の状況</li> <li>・特定粉じん排出等作業の工程・方法を明示した工事の工程の概要</li> <li>・集じん・排気（換気）装置の使用やフィルターの性能を示した仕様書 等</li> </ul>
届出書のあて先	宇都宮市内：宇都宮市長 宇都宮市外：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	特定粉じん排出等作業を実施する建物等の所在地を管轄する市町村環境担当課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

< 管轄一覧 >

窓口・問い合わせ先	対象地域
宇都宮市 環境部 環境保全課 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-635-4922	宇都宮市
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-23-1002	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町